

議案第25号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

平成26年2月19日 提出

松阪市長 山中 光茂

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中

「

メタルボンドクラウン〔支台含む〕（ダミーも同様）	1 歯につき	86,400 円
--------------------------	--------	----------

」を

「

メタルボンドクラウン〔支台含む〕（ダミーも同様）	1 歯につき	86,400 円
オールジルコニア（ダミーも同様） ※白歯、色単色仕上げ	1 歯につき	75,600 円

」に、

「

コア〔ゴールド〕	1 歯につき	10,800 円
----------	--------	----------

」を

「

コア〔ゴールド〕	1 歯につき	10,800 円
セラミックス〔歯肉〕（ダミーも同様）	1 歯につき	54,000 円
ハイブリッドセラミックス〔歯肉〕（ダミーも同様）	1 歯につき	32,400 円

」に、

「

義歯金属（ゴールド）歯挿入	1 歯につき	32,400 円
---------------	--------	----------

」を

「

義歯金属（ゴールド）歯挿入	1 歯につき	32,400 円
ノンクラスプデンチャー（1 歯～4 歯）	1 床につき	54,000 円
ノンクラスプデンチャー（5 歯～8 歯）	1 床につき	108,000 円
ノンクラスプデンチャー（9 歯以上）	1 床につき	162,000 円

」に、

「

Nobel Biocare インプラント治療（上部構造含む。）	1 本につき	324,000 円～ 432,000 円
---------------------------------	--------	-------------------------

」を

「

Nobel Biocare インプラント埋入治療（人工歯根含む。）	1 歯につき	216,000 円
-----------------------------------	--------	-----------

」に、

「

サージカルガイド（片顎 5 歯以上）	1 装置につき	32,400 円
--------------------	---------	----------

」を

「

サージカルガイド（片顎 5 歯以上）	1 装置につき	32,400 円
テルプラグ	1 歯につき	2,160 円

」に

改め、同表歯科衛生等用品の項中「実費」を「医院価格」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。